

薩 藩 商 業 略 説 (3)

—— 領国外通商：研究ノート：その1 ——

高 向 嘉 昭

薩藩商業略説(1)…… 鹿児島県立短期大学
『商経論叢』第25号に掲載

薩藩商業略説(2)…… 鹿児島県立短期大学
『紀 要』第27号(人文・社
会科学篇)に掲載

三、領国外通商

1. 領国外通商の必要性

近世における幕藩制では、中世のように土地に対する重層的な所有関係が否定され、一地に一領主しか認めなかったため、領主は一応領域経済の中で自給体制が確立されるのを理想とし、その中で城下町・在町・在市・農村に分け、それぞれの役割を担わせたのである。農村は、農産物生産地帯、農民自身の需要に向ける副業的工業生産地として位置づけられ、山・漁村は、それぞれ材木・紙・塩・海産物供給地とされた。城下町は、商人・職人の集住地とされ、領主・家臣団の生活必需物資および農・山・漁村の非自給物資を供給することになった。こうして領国内では図式的には、農産物は農村 → 城下町という方向で、手工業生産物は城下町 → 農村という方向で流れ、その交易は城下町およびその系列下の在町・在市で営まれた。そして、その中で最も商品性の高い米の流通が、年貢納入という非市場的行为によって行われており、したがって、米穀生産者が商品経済から遮断されていたということが、この循環構造の大きな特

徴であった。

また、大名領国内におけるこのような循環構造は自己完結的なものではなかった。なぜなら、城下町は近世大名によって創出されたものであったから、多くの場合、手工業製品・美術品・軍需品などについての生産力水準が低く、大名および一般庶民もすべての消費需要を領内で満たすことは不可能であったからである。このような領国内における社会的分業の未成熟さは、当然に、領内年貢米市場が狭隘であることを意味し、こうして地方領国と中央先進地帯との交易を必然化¹⁾した。

薩摩藩では、この藩独特の郷土制度・門割制度に加えて、城下士といえども、他藩ではその殆んどが蔵米知行制に移行していく中であって、中世同様の地方知行制がなお継続されていた。地方知行制は知行として領地を与えられるものであり、従って領主は自ら耕作するか、あるいは百姓に耕作させて貢納を得るものである。さらに、これら知行地における農民は年々の貢租米だけでなく、万治二年(1659年)八月朔日の知行物定帳等によれば、給地高三十石の門^{かど}を基準として、各節季には次のような納物が課せられていた。²⁾

正月	茅蕙三枚	節木四束	炭一俵三斗入	薪四束	萩二束
	芋(里芋)三升	山ノ芋廻一尺五寸	箸木	杵二	若木二束
	豆 ^{おやし} 萌五合漬一枚	讓葉近所より	諸向裏白	柳	櫨 ^{たら} 門松
三月三日	蓬				
五月五日	粽 ^{まさかや} 茅	菖蒲(以上五里以内は現物, 五里外は代物)			
七月七日	物干竿二本	同台四本			
七月盆	灯 ^{ともしまつ} 松	明松一束長一尺五寸・廻二尺	津萩並に水粉用菜茶 ^(子)		
風捐	強 ^{こうはり} 梁一本強梁不用の場合長木五本	長木五本	蕈蕙四枚	半繩十房	
	三十尋ずつ	小繩三房五十尋ずつ	畳裏 ^{こも} 薦二帖六枚重	同繰糸 ^{からくり}	

1) 藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰著『日本商業史』, 有斐閣, 1978, 25ページ

2) 『鹿児島県史』第二巻, 318ページ。なお, これらに対して, 初めは遠方の百姓に米代納を許していたが, 後には代米が普通になった。しかし, なお, 百姓の願により現物納も行われたようである(同書319ページ)。

並に縁付糸一匁^{へり}

八朔 差扱首繩一口 庭菴一枚 藁二抱 縁薦三枚 屏柱二本
 直竹二束^{なよ} 半繩五房^{はなわ} 小繩二房

この他、百姓女子に対しては織木綿の賦課がなされるなど、他藩に比べ強く自給自足的色彩を残していた。それ故、領内商品流通は極めて不活発であり、それが逆に領主層をして領外との結びつきを、より強くさせることになった。

一方、徳川幕府によってとられた参観交代制度は、その結果として諸侯がその妻子を江戸に置き、自らも隔年多数の家臣を伴って江戸に住することになり、その在府および往復の行旅の間に費す費用は莫大なものであった。³⁾とくに江戸から遠く離れた西南辺境の地にある薩摩藩では、参観交代に要する一度の費用は、約1万5,000両にのぼったといふことである。⁴⁾

さらに、実に3世紀に亘った太平の間に、江戸における生活はますます向上し、物価も騰貴し、その生活費はいよいよ膨脹し、ひいてその風は国元の生活にも及んできたので、諸侯の出費は激増の一途を辿った。⁵⁾

このような激増する出費を支弁するために、諸侯は必然的に大坂や江戸へその年貢米の剰余や国産を廻送して金に換えなければならなかった。⁶⁾薩摩藩のように領域内市場の未成熟なところでは、一層その必要性は大きかったのである。

参観交代に加えて、幕府の御手伝普請政策もまた諸侯の財政をますます圧迫して行った。薩摩藩の場合には、慶長十一年(1606年)から明暦三年(1657年)に至るわずか50年間に、実に9度の課役を命ぜられたのを手始めに、その後元禄十年(1697年)の東叡山寛永寺本堂造営の手伝普請、宝暦四～五年(1754～

3) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、昭2、34ページ

4) 川越政則『鹿児島県史概説』、至文社、昭33、667ページ

5) 土屋喬雄『前掲書』、34ページ

なお海保青陵が「諸大名共に国用の半は江戸入用なるもの也と江戸にても云ふこと也」(同書37ページ)といっているように、江戸における費用は諸藩の財政を大きく圧迫した。

6) 土屋喬雄『前掲書』、37ページ

1755年)の木曾川治水工事等々で、藩財政は決定的な打撃を受け、その上に五代将軍綱吉の養女竹姫の入興や度重なる江戸藩邸の類焼など、あれやこれやの出費がかさみ、文政十年(1827年)には藩債500万両という莫大な負債を抱えるに至った。この破滅に瀕した藩財政を建て直すために調所広郷による、いわゆる「天保の改革」なるものが行われたが、その改革の重要な柱をなしたものが、国産の開発とそれらを含めた領内主要産物に対する徹底的な専売制度の実施であった。この専売制度は、いうまでもなく上方市場の存在とそれへの結びつきを前提として、はじめて成り立つものであった。

領主層と領外との結びつきは、上述のような理由でその必然性を見出すことができるが、一般領民もまた領外通商を必要とした。例えば宝永七年(1710年)の上使御答書之内に⁷⁾

一呉服物品々 木綿 おり木綿 布類 葉種 銅 鍋釜少々ハ
当国=調申候 碗・折敷類・塗物, 其外品々,

右、上方外他国より買入、売買仕候、

と記されており、さらにまた同答書の中に、領内産物の一つとして塩を掲げているが、「但、國中不足仕、上方より買下シ申候」と但書きしているように、どんなに薩摩藩が自給自足的性格が強くても、すべての消費需要を領内で満たすことは困難であり、それらは勢い領外に仰がざるをえなかったのである。

ところで、周知のように、徳川幕府は鎖国を旨とし、従って各藩は独自で直接海外との通商はなしえなかった。しかし、それでも幕府の長崎会所を通じて間接的ではあるが、海外貿易は可能であった。薩摩藩では、このような長崎経由の海外貿易に加えて、これまた周知の事実であるが、その領有していた琉球を介し、唐との密貿易も琉球貿易に名をかりて半ば公然と行われていた。藩当局だけでなく領内の有力商人(=海商)も私かに密貿易を行っていたことは諸種の史料で明らかである。

7) 島津家列朝制度卷之八(藩法研究会編『藩法集8, 鹿児島藩上』, 創文社, 昭44, 218ページ)

これら海外貿易が領国外通商の中に含めて考えられなければならないことはいうまでもないが、海外貿易については、また稿を改めて述べることにして、ここでは当時の一大商品集散地であり、またそれ自らも大消費地であった江戸・京都・大坂の三都、中でも大坂を中心とした薩摩藩との商品流通関係について触れることにしたい。なお、幕末になって薩長交易に代表されるような藩際間の直接交易も行われたが、それもまた別稿で改めて記述することにしたい。

2. 商品取引経路

各藩は領外からの商品移入に際して、領外市場との自由な結びつきが封建的領域経済の弛緩や封建体制そのものの崩壊をもたらすことを恐れて、領外商人との直接接触を禁じ、領主の完全な統制下にある城下町の間屋商人を通してのみ間接的に関係させたことは、すでに前稿で述べた⁸ので、ここでは改めて触れないことにし、主として商品の領外移出に関する商品取引経路を考察するとどめる。

領外への移出商品は、大別して蔵物・納屋物・舶来物に分けることができるが、舶来物はそれが国内に入った後は蔵物と同じ取り扱いを受けたので商品取引経路としては蔵物と納屋物のそれを述べるだけでよいことになる。なお、これら領外の移出商品の中心をなしたものはいうまでもなく蔵物である。

(1) 蔵物の取引経路

蔵物とは「幕府及び各藩が領民から取り立てた租米や、買上げた諸商品を、大坂その他に輸送し、蔵屋敷に入庫の上、それに所属せる間屋又は売捌人により、仲買に売却するもの⁹」のことであるが、その主要品は米であった。しかし、江戸中期以後において各藩では、次々に藩営専売仕法を施行したので、それによって生産された、例えば土佐・宇和島藩の紙、鳥取・宇和島・萩藩での蠟、松江藩の人参あるいは薩摩藩の砂糖等が蔵物の中に加えられるようになった。

一般的に蔵物は次の第1図のような経路で収集・分散が行われた。

8) 拙稿「薩藩商業略説(1)」(鹿児島県立短期大学『商経論叢』第25号所収)、62～63ページ

9) 宮本又次『日本近世間屋制の研究』、刀江書院、昭46、147ページ

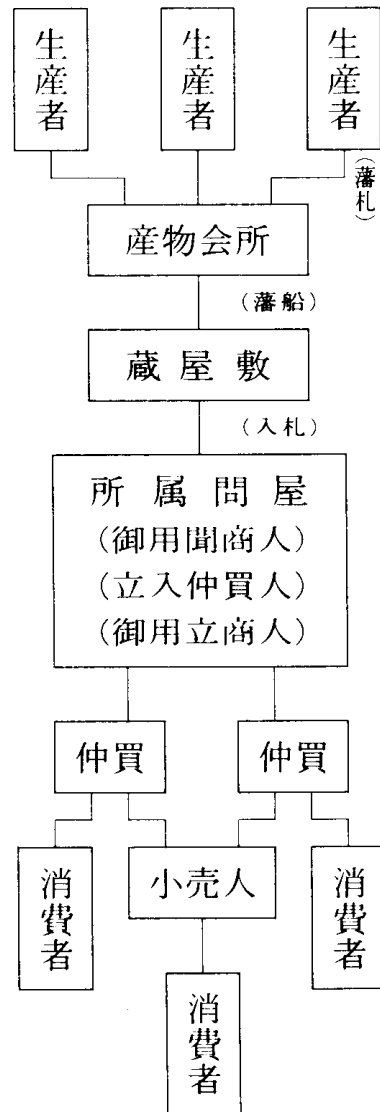
この流通過程の中で、領国内の収集機関である産物会所と、大坂・江戸・大津・敦賀等、物資の集散地域に存在し、中継機関として位置していた蔵屋敷およびそれに所属していた国問屋に注目してみよう。

(産物会所)

専売制度については、また改めて別稿で後述したいと思うが、各藩では近世初頭から幕末維新に至るまで、専売商品の取扱機関として産物会所・国産会所あるいは専売品の名前をつけた会所、例えば紙会所・木綿会所などの機関を相次いで設置している。中でも最も多く見られるのが産物会所である。これも安永ごろから文化ごろには産物方の名称で呼ばれる例が多く、文政に入ると産物会所の名称が多く使われている。産物会所について国産会所の名称が多く見られ、なかには国産¹⁰⁾方の名称のところもある。また物産方・物産会所と称する藩も見受けられる¹¹⁾。

このほかに類似のものとしては、商物

〔第1図〕



宮本又次『日本近世問屋制の研究』
147ページより引用

10) 専売制度以前でも、諸藩は国産の奨励を行い、その際、国産方あるいは国産役所を設けあるいは特定の国産に限って紙方役所・櫛方役所など商品名をつけた役所を設けるのを普通とした。そして、これらの役所が専売制施行によってそのまま専売機関となった。その例は宇和島藩、松江藩、和歌山藩その他に多く見られる(堀江保蔵『我国近世の専売制度』、86ページ)。

11) 吉永 昭『近世の専売制度』、吉川弘文館、昭48、231ページ

改役所（浜田）・国益方（鳥取）・産地会所（彦根）・代品方（佐賀）・諸品方役所（広島）・御殖し方（同）・正直会所（福知山）・開物方（仙台）・天野川会所（和歌山）・大野会所（大野）・菓木役所（津）・木実方（松江）・植物方（延岡）・六府方（佐賀）などがある。¹²⁾

薩摩藩では、産物会所あるいは国産会所という包括した名称の機関は見当たらないが、それぞれの商品名を付した機関は鹿児島県史およびその他の史料、あるいは吉永氏の研究などによると次のようなものが見られる。

織局，藍玉方，紙座，雑紙方，垂蠟所（製蠟所），樟脳山御役所，唐物方，製薬方，三島方（砂糖）などである。

なお，文化三年（1806年）二月，日高次左衛門から勘定奉行衆其外諸向への通達の中に¹³⁾

一砂唐会所蔵納リ之内，手形銀へ取分，内書＝可被相記事
という一行が含まれているところから砂糖会所の存在も考えられるが，これについては後考をまつことにしたい。

これら専売機関たる役所では，藩士をその役員に任じたことはもちろんであるが，用達町人や庄屋・組頭其他の有力なる領民を起用して実務に当らしめる場合が多かった。¹⁴⁾ 薩摩藩の場合も，例えば樟脳の「大坂仕登については，元禄十二年頃，一ヶ年一万七、八千斤づゝ，五年間大坂仕登方を塩屋三郎右衛門に申附けたといふ」と薩藩雑史料に見えているところから，¹⁵⁾ とくに買集め，売捌き方について，御用商人の存在は欠かせないものであったろう。

（蔵屋敷）

以上のように領内で集荷された国産は，大坂・江戸・大津・敦賀・長崎などの当該藩の蔵屋敷へ輸送され，そこで所属の間屋および仲買に売り払われた。

一般に蔵屋敷とは「徳川時代の諸藩・社寺・旗本武士等が貢米其他諸種の産

12) 前頁 11) に同じ

13) 島津家列朝制度卷之十六（『藩法集 8 (上)』，488ページ）

14) 堀江保蔵『我国近世の専売制度』，臨川書店，昭48，86ページ

15) 『鹿児島県史』第二巻，552ページより引用

物を売捌かんがために、大阪・江戸・大津等商業殷盛なる地に設けし邸第¹⁶⁾のことで、それは倉庫兼販売機関としての機能を担うものであった。また蔵屋敷とはいわないまでも、類似のものは京都その他にも設けられていた¹⁷⁾。

前にも述べたように、近世諸侯の収入は大部分米穀収入であったにも拘らず、その支出の大部分は金銀支出であった関係上、その収納米を中央市場に廻送してこれを売却し、金銀に換えることが必要であった。そこで諸藩は当初大坂の商人に委託して、これらの租米および国産を販売させ、藩用の金銀あるいは物品を調達させたのであるが、その販売量が増加するとともに、藩吏を大坂等に派遣して、藩が直接その販売を掌ることにしたのである¹⁸⁾。

こうして蔵屋敷が出現することになるが、その起源については、古く天正年間(1573~1592年)に、豊臣秀吉の命により、加賀藩が米10万石を大坂の藩邸に回送したのに端を発するといわれるが確証はない。いずれにせよ、大坂が年貢米の売却地、したがって封建的な形での全国的流通経済の中心地としての地位を確立してきた17世紀後半には成立していたし、その数も元禄年間(1688~1704年)には95、延享年間(1744~1748年)には110、天保年間(1830~1844年)には125邸をかぞえ¹⁹⁾、中には一諸侯にして2~3邸を有していたものもあった²⁰⁾。なお、この蔵屋敷は明治五年(1872年)から六年にわたり払下げが行われたが、その際天保年間よりさらに11邸増加していたということである²¹⁾。

薩摩藩の蔵屋敷は大坂・京都・江戸・長崎に置かれていたようであるが、その中、大坂・京都については「官職秘考」²²⁾に次の記載がある²³⁾。

まず大坂では「大阪江御屋敷被召建候年鑑未詳候得共慶長之初ヨリ大阪蔵奉

16) 堀江保蔵「前掲書」、12ページ

17) 同 上

18) 宮本又次「前掲書」、213ページ

19) 『世界大百科事典(8)』、平凡社、1972、451ページ。なお、土屋博士『封建社会崩壊過程の研究』では延宝年間91邸、元禄年間97邸、天保年間には124邸と若干差異がみられる。

20) 土屋喬雄「前掲書」、38ページ

21) 同 上

22) 土屋喬雄「前掲書」、440ページ

23) 県立図書館による写本を使用

行相見得申候、宝永元年甲申十二月大阪御留守居と唱被相替……」とあるように、相当早くから蔵屋敷が存したようである。この大坂蔵屋敷には留守居の他、横目2人、算用役1人、買物役2人、筆者4人、蔵役4人のそれぞれ役人が置かれ、その職掌は蔵の出入、所帯方の事、また仕登米・生蠟・黒砂糖・菜種子等²⁴⁾国産の払方、江戸用銀調達、江戸交代の者に供する乗船等の手当などである。

京都では、藩邸として慶長九年(1604年)、島津家久在洛の時、京都木下に邸地を受領し、家老樺山権左衛門又高²⁵⁾が留守居となり作事に当たったことが、前記「官職秘考」に見えている。その後屋敷は室町四條下ルに、次いで錦小路高倉西入ルに移った。しかし、それらは当初から蔵屋敷として建てられたものではなく、「……然トモ最初ヨリ蔵奉行被召置候儀所見無御座候」とあるように、蔵屋敷の機能をもつようになったのは幾分年代が経過してから後のことのように思われる。というのは同書が続けて「新納右衛門久詮事寛永元年甲子京大阪蔵奉行被仰付如何様其以前ハ京都ニ而者蔵奉行ノ職掌無之候哉又ハ大阪蔵奉行ヨリ兼而相勤候筋ニ而茂候哉未詳候宝永元年甲申十二月京都御留守居之御役目相唱候様被仰渡……」と記しているところから、それは寛永時代(1624~1643年)の前後と推測されるのである。

この京都蔵屋敷は大坂蔵屋敷よりも幾らか規模が小さく、留守居の他に算用役1人、筆者3人、買物役2人、蔵役人2人を置き、蔵の出入、所帯方の事は大坂と同様であるが、白玉・玉金払方に当たった点²⁶⁾が異なっている。

江戸、長崎の両所の蔵屋敷については、今のところ筆者には不明であり、今後の課題として残される。

(蔵元・掛屋)

先に述べたように、蔵屋敷で売り捌かれる商品を蔵物というが、その主なものは米であった。これが蔵米である。最大の米の集散地大坂に集まる蔵米の量

24) 『鹿児島県史』第二巻、110~111ページ

25) 鹿児島県史では久高となっている。注23のように県立図書館本を使用したため、あるいは転写の際の誤りかとも考えられるが、そのまま又高としておく。

26) 『鹿児島県史』第二巻、110ページ

は西国筋から約200万～250万俵、北国筋から約30万～40万俵、さらに近畿地方の米を加えて年額およそ350万俵くらいであったといわれる。²⁷⁾この蔵米の出納一切を管理したものを蔵元というが、最初は各藩から蔵屋敷に派遣された役人が蔵元を兼ねて販売に従事していたが、寛文年間(1661～1673年)ころから後は有力な町人がこれに当り、なかには掛屋を兼ねるものもあった。²⁸⁾薩摩藩大坂蔵屋敷では、江戸時代後期と思われるものの、その正確な年代は不詳であるが、蔵元として「島津家列朝制度」巻之四十七²⁹⁾の中に、次の名が記載されている。

一御米御蔵本

吹田屋與左衛門 山崎屋市兵衛 油屋吉右衛門 穎川庄作

但、庄作儀は、惣年寄ニて、御蔵名代人相勉候。

一砂糖御蔵本

中嶋や喜右衛門 太原武左衛門 太原武兵衛 田中金六

掛屋は、蔵元によって販売された蔵物の売上代金を保管し、それを国元または江戸その他へ適宜送金したり、あるいは必要に応じて各藩へ金銀を融通するというように諸侯にとって随一の金融機関であった。諸侯に融通した資金は、普通一定の利息をとって毎年秋における蔵米の売上代金でこれを相殺した。この掛屋は皆大なる両替屋で、時に数藩の掛屋を兼ね、前の蔵元ともども、出入の藩々から勤労褒賞の趣旨で、或は扶持を給り、用人格・留守居格等の格式を与えられた。³⁰⁾

このような蔵元町人や掛屋によって諸侯は、或は国産を売り捌き、或は金融の途を得ていた。がしかし、前に述べたように、常に国用不足した諸侯は掛屋等より借金することが多く、ますます多く利をとられ、すでに初期においてさえも山崎闇齋が云っているように「領内の米を残らず銀主へ取られ、太守をは

27) 『世界大百科事典(8)』, 平凡社, 449ページ

28) 同上, 450ページ

29) 藩法研究会編『藩法集8 (鹿児島藩下)』, 創文社, 昭44, 655ページ

30) 土屋喬雄『前掲書』, 38～39ページ

じめ一家中迄皆銀主の扶持人の様に」³¹⁾なった諸侯もあったような有様であった。

先に掲げた「島津家列朝制度」の中に蔵元等と併記して

一御銀師五人

辰己屋休左衛門 近江屋休兵衛 平野屋五兵衛

油屋彦四郎 助松屋仲兵衛

外二

諸家兼觸之池善右衛門

とあり、これらは当時大坂でも有名な町人であり、さらに觸之池善右衛門は、或は鴻池善右衛門のことかとも思われ、もしそうであれば鴻池家は加賀、広島、阿波、岡山、柳川五藩の掛屋を兼ねて³²⁾いたとのことであるから上記五人も恐らく薩摩藩の掛屋と違ってよいであろう。

(薩摩国問屋)

以上見てきたように、諸藩は江戸・京都・大坂・長崎などに蔵屋敷を設け、領内の産物をこれらの地に送って販売していたが、この蔵屋敷には代々所定の委託販売問屋が附属し、その地方産出の蔵物だけでなく、時には納屋物をも販売する任に当たっていた。これらがいわゆる国問屋と称されるものであり、その国の名を冠して和泉国問屋とか摂津国問屋とか呼ばれていた。中でも最も代表的なものは薩摩国問屋、土佐国問屋、松前問屋であった。これら国問屋は、必ずしも当時の正確な実情を反映したものではないかも知れないが、正徳年間(1711~1716年)には大坂で1,727を数え、専門問屋も含めた問屋総数の30%以上に相当するものであった。その国別内訳は次表の通りである。

薩摩問屋は表に見られる通り38を数え、これらは後に定問屋と小問屋とに分かれることになる。

31) 土屋喬雄『前掲書』, 39ページ

32) 同 上

正徳年間，大坂における国問屋

和泉国問屋	65軒	安芸国問屋	63
摂津国問屋	88	周防国問屋	3
伊勢志摩国問屋	41	周防岩国米穀並諸問屋	1
尾張国問屋	43	長門国問屋	30
駿河遠江国問屋	9	紀伊国問屋	134
関東筋問屋	169	淡路国問屋	44
陸奥国問屋	20	阿波国問屋	100
出羽国問屋	31	讃岐国問屋	76
松前問屋	8	伊予国問屋	66
若狭因幡国問屋	3	土佐国問屋	63
越前国問屋	22	筑前国問屋	12
加賀能登越中国問屋	23	筑後国問屋	16
丹後国問屋	4	肥前国問屋	12
但馬国問屋	10	豊前国問屋	24
伯耆隠岐国問屋	5	豊後国問屋	53
出雲国問屋	14	日向国問屋	75
石見国問屋	18	大隅薩摩国問屋	38
播磨国問屋	64	老岐国問屋	3
備前国問屋	67	対馬国問屋	6
備中国問屋	39		
備後国問屋	56	合 計	1,727

豊田武・児玉幸多編『流通史(1)』177ページより引用

もともと薩摩国問屋は『大阪編年史』³³⁾によると

「寛永五辰年ヨリ同七午年ニ至リ，阿波坐新堀開発ノ事業アリ，依テ先祖薩摩屋仁兵衛尉ナル者北浜五分一町ヨリ移住開発万端世話致ス，其頃土井大炊頭殿ヨリ新堀繁昌ノ為薩摩領国産着荷ノ義ヲ薩州藩へ依頼ニ因リ，右新堀ニ限り荷物相着候ニ付，鍋屋宗円，薩摩屋仁兵衛兩人へ荷物取締被申付，茲ニ於テ新堀ヲ改メテ薩摩堀ト号ス（以下略）」

とあるように，薩摩新堀開発に功勞のあった鍋屋宗円，薩摩屋仁兵衛が薩摩藩より着荷した国産の売買取締りを委任され，続いて翌八年（1631年）五月に，

33) 大阪市役所蔵。ただし，以下の引用は原本によるものではなく，安岡重明「江戸中期の大阪における取引組織(一)」(『同志社商学』第16巻第3号)24ページから孫引。

この兩人が国産取扱の問屋を開業したのがその発端とされている。³⁴⁾中でも薩摩屋仁兵衛は、当時薩摩藩の大坂蔵奉行であった新納加賀守が国元の^{アツカイ} 噺衆中へ³⁵⁾出した書状に

一大坂衆二兵衛尉事、御家來之問屋へ被罷成候付、諸浦商人え為礼儀、被罷下候、其表え被参候間、一書如此候、乍不申諸在郷え不被参様、其所て宿主え堅可被仰付候、恐々謹言

五月十七日

新納加賀守名乗判

噺衆中

とあるように、御家來之問屋に取り立てられ、薩摩の家号を許されている。

その後正保年間(1644~1647年)に至り、鍋屋は断絶したが、他に薩摩藩蔵屋敷に対して、誓約の上同様の引請問屋業を営むものが増加し、正徳四年(1714年)の調べによれば、問屋数は7軒となり七軒問屋と称せられた。³⁶⁾いずれも前記薩摩堀に居住して、島津家領内より送られてくる物産を取扱い、明和七年(1770年)には、問屋中より年行司1人を選出して、その統制の任に当らせた。その後安永元年(1772年)二月に至り、七軒問屋は薩州定問屋という株仲間となり、毎年十一月に冥加銀十二枚を納むることになり、他に二十数軒の問屋を生じた。³⁷⁾³⁸⁾

安永八年(1779年)九月十一日、幕府は唐物取締に関する法規を制定したが、薩摩国問屋はこの法規の適用を受けることになり、これより薩州定問屋に加えて同小問屋株が成立することになった。すなわち薩摩問屋は、もともと島津家

34) 宮本又次『近世商業経営の研究』、清文堂、昭46復刻版、319ページ

35) 薩摩藩には、この藩独特の「外城制度」なるものがあったが、その外城の首長を噺といひ、数名が任ぜられ、郷政を総攬した。天明三年(1783年)に郷士年寄と改称し、慶応元年(1865年)ふたたび噺の旧称に復した。一原口虎雄『鹿児島県の歴史』、164ページより。

36) 宮本博士の「大阪の薩摩問屋」の研究によれば、正徳四年には、このように問屋数は7軒である。しかし、「大阪商業史資料」(大阪商工会議所蔵)に収録されている正徳年間の大坂問屋のうち、薩摩国問屋は12ページの表のように38であり、その間に大きくい違いを見せている。これらの点については、今後の研究にまかたいと思うが、一応ここでは、宮本博士の記述に従った。

37) その後安永八年には20枚となった。

38) 宮本又次『近世商業経営の研究』、319~320ページ

領分の産物を取扱うものであったが、実際には琉球を経て輸入せる唐物が多かった³⁹⁾ので、それらを取締るために、このような問屋株が成立したのであった。これ以後島津家領分の物産は、この定問屋・小問屋以外での荷受け、売り捌きは禁止されたのである。

「薩州従御領国中登荷物之儀は定問屋七軒并小問屋三十軒之外、脇方にて取捌不相成候趣、今般京極伊豫守様土屋駿河守様御立会之上西御番所於御前株御免被為成下難有奉畏候」という小問屋が安永八年九月十一日に町奉行へ差し出した「一札」⁴⁰⁾によって、そのことを知ることができる。

薩州定問屋は、前述のように旧来から存する七軒問屋の株仲間組織であるが、彼らは、すでに小問屋株が成立した頃から、引請問屋としては名義上の機能だけしか果さず、実際の取引は小問屋が行い、その小問屋から一定の口銭をピンハネするという寄生的存在に過ぎなくなっていた。担当する小問屋の統制——これが彼等の主たる任務であった。前出「島津家列朝制度」卷之四十七に

一御国定問屋七軒

吹田屋與左衛門	中嶋屋喜右衛門	太原武左衛門
薩摩屋仁次郎	油屋善右衛門	成尾屋次右衛門
薩摩屋仁兵衛		

但、薩摩屋仁兵衛事、惣年寄ニて、問屋職不相勉候

との記載がある。

小問屋は上述のように定問屋に隸属し、実際上の荷受業務に従事したもので、その数は当初29軒であったが、後30軒となり三十軒問屋と称せられた⁴¹⁾。列朝制度には定問屋の次に

一同小問屋三十軒

39) 宮本又次『近世商業経営の研究』、320ページ

40) 同 上、320ページより引用

41) 同 上、320～321ページ

嶋屋徳太郎	平野や庄助	大和や小兵衛
和泉や喜一郎	平野や甚助	菊屋彌兵衛
日向や嘉兵衛	阿波屋長蔵	阿波屋太助

の商人名を掲げている。ただし、ここでは9名の記載しかなく、主だったものだけを記して後は省略したものか、あるいは当時、小問屋株30軒のうち実際には9軒しか営業していなかったのか、いずれにしても疑問の残るところである。

なお、小問屋は冥加金として初年度に20両、翌年より毎年10両ずつを上納した。⁴²⁾

安永八年(1779年)の唐物方取締り以前にも、島津家領分より上方への仕登品については、しばしば公儀による検査が実施されていた。例えば

宝暦五年亥十二月

一町奉行・御船奉行・山奉行へ

一御領内より大坂へ為差登候諸商買荷物船、御改之儀、今般大坂町御奉行於御役所仰渡有之、改方之儀、左に段々申上候、

一不依何色、他国へ積出候荷物は、御船手並諸所手形所え申出、御法度之品ニて無之候へば、通手形申渡、於津口番所相改差通、手形は津口番所え留置、追て御船手へ差出候由候、此儀は、有来通可致候、御改ニ付ては、案文之通、別達て手形可相渡候、

一此節より大坂御改之儀ハ、薩州役人之印鑑を、御役所へ差出置、送状切手ニ其印を押、差登印鑑ニ引合、御改有之筈ニ被仰渡候、然ば改之津口番人印鑑を差出置筈候へども、番人を時々交代勤之儀ニ候へば、代合毎ニ印鑑差出候様ニは難調事候処、津口番所印鑑差出候様ニ申出、其通被仰付、別紙印鑑之案紙相渡候ニ付、番所印入念押調、差出候様御船奉行より申渡、印鑑取揃可差出候、

一御改之儀、第一唐物締方之儀ニて可有之候条、通手形申出候節、珍敷品は時々可得差出候、

一大坂御改之儀、印鑑封印有之荷物は、内迄之改ニ不及、封印無之候へば、内迄も御改有之筈候、俵類束物砂唐之類は、一々致封印候様ニハ難成筈候事候、封印ニ及問敷候、改方之儀は随分入念、櫃箱類其外荷物堅固ニ有之、入付之品外より不相知荷物は、一々内迄相改、於無相違は、致封印可差通候、自然改方不相届、於大坂御改之節、荷物之内紛敷品等入付有之、又は品員数過不足有之時は、御難題ニも相成事候条、封印之品は一涯可入念、尤、於津口番所改之役々可為越度候条、緩セ之儀無之様、志布志・内之浦・脇元津口番所へ、御船奉行より堅可申渡候、尤自他国船共、他国出之節は、右三ヶ所え船

42) 宮本又次『近世商業経営の研究』、320～321ページ

を着、改ニ可逢旨、船頭え堅可申付由、御規帳ニも可載置候間、猶又右之趣可申渡候、一旅船より差登候荷物、並旅人買切ニて積出候荷物も、同前ニ可致首尾候、其内本国え積帰、近国瀬戸内ニて大坂へ不差越船も有之候得共、不図大坂へ参候儀も難計候間、何方え差越候迎も、御領内出船之船は、大坂え差越筋ニ、手形可相渡候、尤、御領内大坂迄不差越、中途売ニて罷帰候船は、帰帆之節、於津口右手形取揚、追て御船手え可差出候、旅船は不及其儀候、一大坂え差越筈之荷物、自然中途ニて相拂候ハバ、其所買主証文を取、大坂え持越、御改之節可差出候、一此節御改ニ付、大坂迄荷主船頭持登候手形認様案文、相渡候間、御船奉行得其意、諸所手形所・志布志・内之浦・脇元津口番所えも可相渡置候、

(以下略)

との藩の通達⁴³⁾が、このことをよく示している。

安永八年の法規制定で一層、島津家領内より搬出される商品の取締りは厳重となった。国問屋が荷受けする商品は、あらかじめ藩から公儀に届出がなされている182品⁴⁴⁾に限り、しかも薩州の諸港⁴⁵⁾の番所における印鑑のないものは引受けず、荷物は到着次第、その都度、国許の印鑑を以て奉行所に届出で、唐物方同心並に取締役の検査を受けた。小問屋は、その仲間中より改役3名を出して不正品の検査に従事させ、改役はその手数料として1年に1人金百疋が与えられた⁴⁶⁾。

ところで、初期の間屋は本来の荷受業務・委託売買業務の他に、委託貨物の保管を行って倉庫業的役割を果し、さらに旅宿業も兼ねていた。すなわち、荷主・船頭は、その委託品売捌中は顧客関係にある問屋に宿泊する慣習があったのである。もちろん、その際に宿泊料は出さなかった。また問屋は立替出金をしたり、荷為替を荷主のために組んでやったり、あるいは種々の貸金をなすなど金融的業務も営んでいた。しかし、やがてこれらの業務は、新たに台頭して

43) 島津家列朝制度卷之二十(『藩法集8(上)』, 635~636ページ)

44) 宮本又次『近世商業経営の研究』, 322ページ。ただし享和三年(1803年)、藩より西御役所へ差出された書状(島津家列朝制度卷之八)では合計180品目となっている。

45) 当初は志布志、内之浦、脇元の三港で積荷の改めがなされていたが、後山川港がこれに加えられた。

46) 宮本又次『近世商業経営の研究』, 321ページ

きた通船問屋・附船・小宿・船宿や蔵持・蔵所や両替屋等に譲るようになり、問屋は専ら問屋としての本来的業務にのみ従事するようになった。⁴⁷⁾

ところが、薩摩藩では

一御領内之者共、為商買方、大坂表へ差越、町人共へ引負銀有之、及公訴・内訴等、御難題ニも可成立筋合ニて、此節、大坂御留守居より、申越趣有之、畢竟商人共、被定置候問屋へ不相付、致脇宿候所より、引負銀を以出来故、及公訴等、甚不都合之至候、右ニ付てハ、其当人ハ勿論、諸所役々並親類・縁者・與中迄も、面働筋ニ相成候付、以来ハ商人共、定問屋・小問屋之外、一切脇宿不致様、向々より稠敷被申渡置候様、被仰付候一右通、定問屋又ハ小問屋へ致宿、万一無據依訳、及引負等候ハバ、其段、大坂御屋舗へ問屋共より申出候様、被仰付候、為何沙汰も無之、及公訴等候ハバ、大坂御国問屋召放候様、御留守居へ被仰渡置候、

右之通被仰付候条、以来商買等ニて、他国出申出候者有之候ハバ、諸所於手形所、右之趣申聞、定問屋・小問屋之外、一切脇宿不致、引負不仕出様之書物、為致置候様、被仰付候、此旨、支配下並地頭所へ、可被申渡旨、御差図ニて候、已上、

安永四未十二月廿五日 菱刈孫兵衛⁴⁸⁾

というように定問屋・小問屋への宿泊あるいはそれよりの金融等を強制している。

一方、問屋仲間も、この藩の意向を受けて

「薩州より上坂之仁旅宿之儀は定問屋并に当仲間より外宿不相成趣御屋舗様より被仰渡候間自然外宿被致候ば右之趣其仁へ申聞押て外宿致候ば其段相断可申事」⁴⁹⁾

というように、薩摩国問屋では、他の問屋仲間の機能分化が進展する中であって、依然として旅宿業や金融業などの業務が兼営されていたのである。ここにもまた薩摩国問屋の一つの特徴を見出すことができる。

(2) 納屋物の取引経路

納屋物とは、領主米や専売品などの蔵物に対して、民間より産出され、商人の手を経て配給される商品をいい、取引経路は商品種類によって異なっていたが、その典型的なものは次図の通りである。⁵⁰⁾

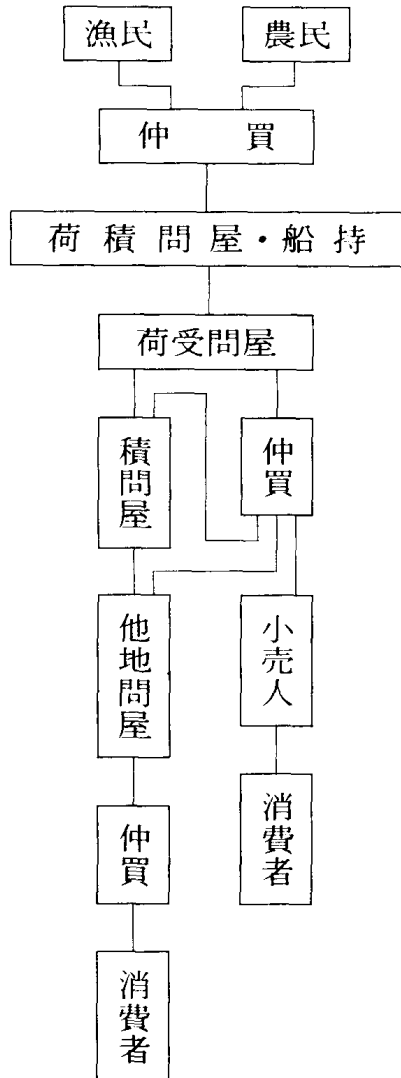
47) 宮本又次『日本近世問屋制の研究』、196ページ

48) 島津家列朝制度卷之十六(『藩法集8(上)』、500～501ページ)

49) 宮本又次『近世商業経営の研究』、323ページ

50) 宮本又次『日本近世問屋制の研究』、148～149ページ

〔第2図〕



宮本又次『日本近世問屋制の研究』
139ページより引用

薩摩藩は周知のように、江戸時代の初期以来甚しく財政困難の状態が続き、文政の末（1820年代）には負債500万両という膨大な借財を抱えるに至った。そこで前にも述べたように藩では28代藩主島津齊興付の御側用人調所笑左衛門広郷を登用して、いわゆる天保の財政改革を行わしめることになった。この改革は広郷の約20年に及ぶ、一身をなげうっての甚大な努力によって「つひに狂瀾を既倒に廻らし、同藩財政の基礎を鞏固ならしめることを得た⁵¹⁾」のであるが、この改革を境にして薩摩藩では菜種子、鬱金、胡麻、薬物、朱粉、紙、蠶、牛馬の類など多くの国産に対して専売制度を適用し、私の売買を禁止したのである⁵²⁾。しかし、なお、煙草、鯉節、硫黄、明礬、櫓木、牛馬皮、椎皮、椎茸などは私の売買に放任されて⁵³⁾いたということであり、また享和三年（1803年）に薩州定問屋および同小問屋

51) 土屋喬雄『前掲書』, 402ページ

52) 天保度以前においても専売品は存在した。例えば島津家列朝制度卷之八に「御領國中出来なたね、惣御買入にて、御仕登被仰付候儀被仰渡、寛政四年子閏二月」とあるように、また原口虎雄著『鹿児島県の歴史』の中で「明和・安永のころから『藩の窮状につけてこんで、貪官汚吏や御用商人どもが、御国益という名目をたて色々な辞柄をもうけて専売制度にした。胡麻・菜種子・たばこ・藍などの産物をわずかばかり作りだしても、藩庫に御買入れになり、その余はすべて一手買の請人がいて、かれらはお上への御礼銀上納を笠にきて買値を勝手にたたくから、作人は不利な立場になり、もう馬鹿馬鹿しいから作り方をやめる者が多くなった』と、大隅高山郷の郷土年寄伊東嘉太郎が『感傷雜記』に書いているように……」と記述されていることなどから、そのことを知ることができる。

53) 土屋喬雄『前掲書』, 428ページ

より国元の奉行宛に出された書状の中にも、これらを含めて種々の品目が見えるところから、広郷による財政改革の時期はもちろんのこと、それ以前においても相当の納屋物が存在したことは明白である。

これら納屋物は、近世における商品配給組織では、原則として問屋・仲買の系統を順序正しく通過することが要求され、問屋・仲買も各自その分を守り、互に他の業域を侵すことを慎んだ。もし、荷主が問屋を蔑にして、直ちに仲買に売却し、あるいは問屋が仲買を無視して直接小売や地方商人に売渡し、あるいは仲買が問屋を差し置いて荷主と直取引することがあれば、これを「引がたり」と称して、排斥したのであった。⁵⁴ また、問屋・仲買は株仲間免許により、その特権的権力を地域的にも有していた。例えば大坂の問屋は西国よりの積荷は脇浜で陸揚げさせず、必らず大坂で水揚げさせ、その手でもって分散配給し得る伝統的な特権を有していた。もし、大坂の問屋をさし置いて、他地に水揚げした場合には、これを抜け荷と称して、取り戻すか、適当な口銭を支払わせた。⁵⁵ しかし、それも株仲間の権力が強い間のことであって、近世後期には彼等の特権は動揺し、株仲間の衰頹・弛緩とともに「引がたり」「抜け荷」「直売直買」なども多く行われるようになった。⁵⁶

島津家領分から大坂へ積送される商品も、必ずしもこれを裏づけるものではないかも知れないが、先に掲げた宝暦五年（1755年）の町奉行・船奉行・山奉行への通達の中に「……大坂迄不差越、中途売ニて罷帰候船は……」とか、あるいは「大坂え差越筈之荷物、自然中途ニて相拂候ハバ……」などの文言が含まれているところからみると、中途売りも相当行われていたようである。

もっとも、これより後幕府の唐物取締りの強化によって、薩摩藩の大坂仕登品は

「（前略）不限多少、已後御当地え差登、問屋共引請売捌可仕儀ニ御座候間、此節猶又右之段、問屋共え申達置候、勿論、右産物差登候ニ付ては、於国元津口免印之手形相添、積

54) 宮本又次『日本近世問屋制の研究』、143ページ

55) 同 上、143～144ページ

56) 同 上、145ページ

登申候、尤中途売不仕候ニ付、此旨御届申上候、以上⁵⁷⁾

というように、それまでの中途売りを禁止し、納屋物も蔵物と同じように、すべて大坂の国問屋を通じて売り捌かれたことがうかがわれる。

一般的に見て、同時代の問屋が特定領国の国産全般を取り扱う国問屋から、特定の商品のみを扱う商品別の専業問屋へと成長移行する中にあって、あるいは株仲間の衰頹・弛緩によって、従来のような強制的商品取引ではなく自由な商品流通組織が醸成されつつあった時に、薩摩藩関係の商品流通は、全くこれらとは逆の動きを示したのである。薩摩と国問屋との関係はますます強固となり、それは明治維新後まで持続されることとなったのである。

57) 島津家列朝制度卷之八 (『藩法集 8 (上)』, 218ページ)